

## topics

### 01

## 「高齢者運転免許証自主返納支援事業」 実施のお知らせ

住民課  
環境交通G

町では、昨年に引き続き、65歳以上で運転免許証を自主的に返納した方に対して、ハイヤー初乗り料金助成の利用券を交付します。

#### ■助成内容

- ・ハイヤー初乗り料金助成（24回分/年）
- ※平成30年度から利用券の有効期間が交付日より1年となります。

#### ■対象者

- ・南幌町民で65歳以上であること
- ・町税を滞納していない方
- ・平成29年4月1日以降に免許証を自主返納された方で1年を経過していない方

#### ■申請に必要なもの

- ・運転経歴証明書（栗山警察署で申請手続きをします）
- ・印鑑

#### ■お問い合わせ 住民課環境交通G

## topics

### 02

## 南幌墓地の貸し出しについて

住民課  
環境交通G

#### ■場所

南幌墓地（元町4丁目4番）

#### ■使用許可要件

- ・南幌町内に継続して3年以上住所を有している世帯主の方
- ・町税の滞納等により「南幌町サービス制限条例」の制限対象者となっていない方

#### ■使用料及び管理料（貸出時1回のみ）

面積	使用料	管理料	計
【大】 9.72㎡ (2.7m×3.6m)	205,000円	30,000円	235,000円
【小】 4.00㎡ (2.0m×2.0m)	84,000円	30,000円	114,000円

詳細については住民課環境交通Gまでお問い合わせください。

※使用料・管理料は、使用許可を受けるときにのみ納めることとなります。

※納骨・改葬・名義変更や墓碑建立についても所定の手続きが必要となりますので、その都度お問い合わせください。

## topics

### 03

## 緑の募金運動にご協力を！

産業振興課  
農政G

4月20日(金)から5月31日(木)まで「緑の募金運動」が実施されます。この募金は国や道の緑化活動のほか、本町では花壇造成や町内の施設、公園等への植樹に活用しています。本年もより良い環境緑化のために、町民皆様のご協力をお願いします。

## 広告

# あなたの暮らしのお困りごとはありませんか？

電気代が高い！

電気の消し忘れを  
なんとかしたい！

…など、電気に関するお悩みがございましたら  
お気軽にご相談下さい！

コンセントを増やしたい！

訪問販売や勧誘の人が来て  
困っています…

より快適な暮らしをご提案いたします！

タコ足配線を解消したい！

防犯・不審者対策をしたい！

ブレーカーがよく落ちて  
困っています…

結露がすごいで  
なんとかしたい！

**鳥山電気工事(株) 南幌営業所**  
南幌町北町4丁目8番4号  
**☎011-378-0480**  
営業時間 平日9時～15時

topics

04

## 夕張太ふれあい農園利用者を募集します

産業振興課  
農政G

家庭菜園を通じて、利用者同士の交流や農業への理解を深めていただくことを目的に、以下のとおり利用者を募集しますので、希望される方は産業振興課農政Gまでご連絡ください。

- 対象 個人またはグループで町内に在住する非農家の方
- 場所 夕張太稲穂団地内（稲穂1丁目1-5）
- 募集区画等 42区画（1区画30㎡程度）、1㎡当たり100円
- 申込 4月2日（月）～4月20日（金）まで ※印鑑をご持参ください。
- 申込み・お問い合わせ 産業振興課農政G

topics

05

## 年金の手続きにマイナンバーが必要になりました

住民課  
戸籍年金G

平成30年3月5日より国民年金への加入や年金請求の手続きにマイナンバー（個人番号）が必要となりました。役場窓口及び年金事務所で手続きの際は、マイナンバーカードまたは個人番号通知カードと本人確認書類（運転免許証、健康保険証、年金手帳等）をお持ちください。

topics

06

## ご存知ですか？健康保険の任意継続制度

住民課  
国保医療G

会社を退職した場合、健康保険の手続きは2通りあるのをご存知ですか？退職を予定されている方は、保険料（料）や手続きの方法など気軽に住民課国保医療Gまでお問い合わせください。

- 勤務先の健康保険に継続して加入する場合（任意継続制度）  
保険料は標準報酬月額（給料額）により決定
  - 市町村の国民健康保険に加入する場合  
保険料（料）は前年度の所得、加入人数等により決定
- ※退職後すぐに国民健康保険に加入した場合、勤めていた期間の所得が保険料（料）に反映されるため、任意継続制度を利用した方が、少ない負担で済むケースが多いです。

～ご注意ください！～

任意継続制度には手続きの期限があります。（全国健康保険協会の場合は退職後20日以内）

期限を過ぎると手続きができなくなりますのでご注意ください。また国民健康保険組合など任意継続制度のない健康保険もありますので、詳細については勤務先にお問い合わせください。

topics

07

## 倒産等により離職された方は国民健康保険税（料）が軽減されます

住民課  
国保医療G

倒産・解雇などによる離職（特定受給資格者）や、雇い止めなどによる離職（特定理由離職者）をされた方を対象に、国民健康保険税が軽減されます。軽減を受けるには申請が必要です。

- 対象者  
離職日現在65歳未満で、離職の翌日から次の失業給付を受ける方
  - 雇用保険の特定受給資格者・特定理由離職者  
（雇用保険受給資格者証の離職理由が11・12・21・22・23・31・32・33・34の方）
- 軽減額  
国民健康保険税は前年度の所得などにより算定されます。前年度の給与所得を30/100とみなして算定することにより保険税が軽減されます。
- 軽減期間  
離職の翌日から翌年度末までの期間です。
- 手続きに必要なもの  
雇用保険受給資格者証・被保険者証・個人番号通知カードか個人番号カード・印鑑
- 申込み・お問い合わせ 住民課国保医療G

広報2月号やホームページ等で「パブリックコメント（町民の皆さまからのご意見）」を募集していた案件について、町民等からのご意見がなかったことから、次のとおり取り扱うこととします。

**■募集案件**

①第5期南幌町障がい福祉計画・第1期南幌町障がい児福祉計画（素案）

【計画期間：平成30年度～平成32年度】

②第7期南幌町介護保険事業計画・高齢者福祉計画（素案）【計画期間：平成30年度～平成32年度】

③第四次国土利用計画（南幌町計画）（素案）【計画期間：平成30年～平成37年】

④南幌町地域防災計画（素案）及び南幌町水防計画（素案）

**■策定について** ③については2月中に、①②④については3月中に策定が完了し、ホームページや情報コーナー等で公表しています。

平成30年度固定資産税に係る土地や家屋の評価額が記載された課税台帳と縦覧帳簿を4月2日から5月31日までの間、役場1階税務課窓口で無料でご覧いただけます。

**■固定資産税課税台帳について**

土地、家屋の評価額や税額が記載されているもので、所有者本人や同世帯の方しか閲覧することができません。この課税台帳は1年を通してご覧いただけますが、縦覧期間が終わると閲覧手数料がかかります。（1回400円）

**■土地・家屋価格等縦覧帳簿について**

所有者の氏名や税額は記載されていませんが、南幌町に資産をお持ちの方で、所在する地番が分かれば他の土地や家屋についても評価額をご覧いただくことができ、自己資産との比較ができます。

平成30年度は評価替えの年となります。評価替えに伴い、家屋の評価額の変更など昨年と違う箇所がありますので、この機会にご自分の資産をご確認ください。

**■お問い合わせ 税務課課税G**

平成30年度合併処理浄化槽設置整備事業の希望申込みを受付します。申込受付後に施工業者を決定していただくこととなりますので、詳しくは申込みの際にご確認ください。

**■受付期間** 4月2日(月)～7月31日(火)まで ※印鑑をご持参ください。

**■申込み・お問い合わせ** 都市整備課都市施設G

**広告**

身体的な理由で通院が困難な方のお宅へお伺いして診療いたします。

# 訪問

**土・日も  
対応可能!!**

## 歯科診療

### 在宅専門診療所

北広島全域・南幌町・長沼町・恵庭市一部

ご自宅で一般診療と同様の治療が受けられます♪

入れ歯作成、入れ歯修理、虫歯治療、歯周病治療、抜歯、歯石除去、内視鏡検査、レントゲン撮影など

・・・【受付時間】9:00-18:00・・・



医療法人社団 立靖会

## ラビット歯科

ラビット歯科 検索 <http://www.rabbit-dental.com/>



・・・不安な方は・・・  
**無料検診 も随時受付中!**  
まずはお電話ください。

ニッコリ ヨイハ  
**0120-25-6418**

受付時間 9:00～18:00 《電話受付は毎日》

北広島市新富町西2-1-14 ラフィネロジュマン102

**第5期南幌町障がい福祉計画・  
第1期南幌町障がい児福祉計画を策定しました**

あいくる保健福祉課  
福祉障がいG

この計画は、「第3期南幌町障がい者計画」の基本的指針に基づき、「南幌町障がい福祉計画・南幌町障がい児福祉計画」を一体的に策定したものです。

「第3期南幌町障がい者計画」に基づいた障がい福祉サービス及び地域生活支援事業の見込み量を定めた実施計画として、南幌町の障がい者施策を推進していきます。

■計画の期間

平成30年度から平成32年度までの3年間の実施計画とします。

■主な取り組み

障がいのある人が、自分らしく住み慣れた地域で暮らしていくことを支援していくため、緊急時の相談や対応が図られる体制づくり、施設等から地域生活への移行や就労支援等の福祉サービス量を見込むことによりサービス提供体制の整備に取り組むこととしています。

**児童手当制度について**

あいくる保健福祉課  
福祉障がいG

児童手当制度は、児童を養育している方に手当を支給して、家庭生活の安定に寄与し、次世代を担う児童を健全に育てることを目的としています。

■支給対象 0歳から中学校卒業（15歳になった後の最初の3月31日）まで

- 支給月額
- 3歳未満 15,000円
  - 3歳以上小学校修了前（第1、2子） 10,000円  
（第3子以降） 15,000円
  - 小学校終了後中学校修了前 10,000円
  - 特例給付（所得制限を超えた場合） 5,000円

※所得制限限度額は扶養家族3人の場合（妻、子ども2人）で年収960万円です。

■支給月 6月・10月・2月に、それぞれ前月分までが支払われます。

■注意事項 次の方は、申請手続きが必要です。

- 出生などにより、新たに養育する児童が増えた方
- 南幌町から転出される方 ● 南幌町に転入された方
- 公務員の方が退職等により、被用者・非被用者となる場合は、異動日（退職日）の翌日から起算して15日以内に住所地の市区町村への申請が必要となります。また、申請が遅れると、原則、遅れた月分の手当は受けられなくなりますので、ご注意ください。

■お問い合わせ 保健福祉課福祉障がいG（☎378～5888）

**児童扶養手当支給月額が4月から改定されます**

あいくる保健福祉課  
福祉障がいG

平成29年全国消費者物価指数の実績値（対前年比で+0.5%）が公表されたことに伴い、平成30年4月からの児童扶養手当月額は、下記のとおりとなります。

区分		平成30年3月まで	平成30年4月から
児童1人の場合	全部支給	42,290円	42,500円
	一部支給	42,280～9,980円	42,490～10,030円
児童2人の場合（加算）	全部支給	9,990円	10,040円
	一部支給	9,980～5,000円	10,030～5,020円
児童3人の場合（加算）	全部支給	5,990円	6,020円
	一部支給	5,980～3,000円	6,010～3,010円

※2人目以降は区分に応じて加算されます。

※受給資格者（ひとり親家庭の父や母など）が監護・養育する子どもの数や受給資格者の所得等により決められます。

平成29年全国消費者物価指数の実績値（対前年比で+0.5%）が公表されたことに伴い、特別児童扶養手当、特別障害者手当、障害児福祉手当の月額、4月から下記のとおりとなります。

### ■特別児童扶養手当

20歳未満で、精神または身体に一定の障がいがある児童を育てる父母または養育者に支給されます。ただし、児童が児童福祉施設に入所している場合などは受給することができません。（所得制限あり）

区分		平成30年3月まで	→	平成30年4月から
特別児童扶養手当	1級	51,450円		51,700円
	2級	34,270円		34,430円

※各手帳の級とは別になります。

### ■特別障害者手当・障害児福祉手当 ※特別障害者手当～20歳以上、障害児福祉手当～20歳未満

在宅で精神または身体に重度の障がいがある方で、著しく重度の障がい状況にあり日常生活において常時特別な介護を必要とする方に支給されます。（所得制限あり）

区分		平成30年3月まで	→	平成30年4月から
特別障害者手当		26,810円		26,940円
障害児福祉手当		14,580円		14,650円

■申込み・お問い合わせ 保健福祉課福祉障がいG (☎378～5888)

町では、住まいに関する相談窓口を開設しています。

- 住宅の新築やリフォーム ●地震に対する診断等 ●その他住宅に関して

### ■建物を建てる時

南幌町全域で住宅などの新築・増設・改築などを行うときは、建築基準法の規定により、事前に建築確認申請が必要となります。なお、準防火地域（おおよそ、まちの商店街地域）以外で10㎡以下の増改築を行う場合は、確認の手続きが省略されることがありますが、その場合でも建築基準法やほかの法令などに適合していなければなりませんのでご注意ください。

### ■建物を解体するとき

建設工事にも「リサイクル」(再資源化)が必要となります。

住宅や建物の解体工事等は廃棄物を分別解体し、再資源化することが義務化されています。工事の発注者も、下記の一定規模以上の工事については、工事着手の7日前までに届出書など必要な手続きを行わなくてはなりませんのでご注意ください。（自ら解体工事等を行う方も含みます。）

- 建築物の解体 80㎡ ●建築物の新築・増築 500㎡ ●建築物の修繕・リフォーム等 1億円
- その他の工作物に関する工事 500万円（土木工事等）

■お問い合わせ 都市整備課都市施設G

広告

北孔会

送迎サービス  
あります

# のっぽろクリニック

院長 南田 猛

外科・人工透析

夜間透析  
行っています

☎011～398～5511

南幌町から約10km  
車で約20分です！

江別市野幌屯田町  
33-20

ホームページ  
nopporo-clinic.com

野幌駅

★人工透析 月・水・金 8時～22時  
火・木・土 8時～午前中のみ

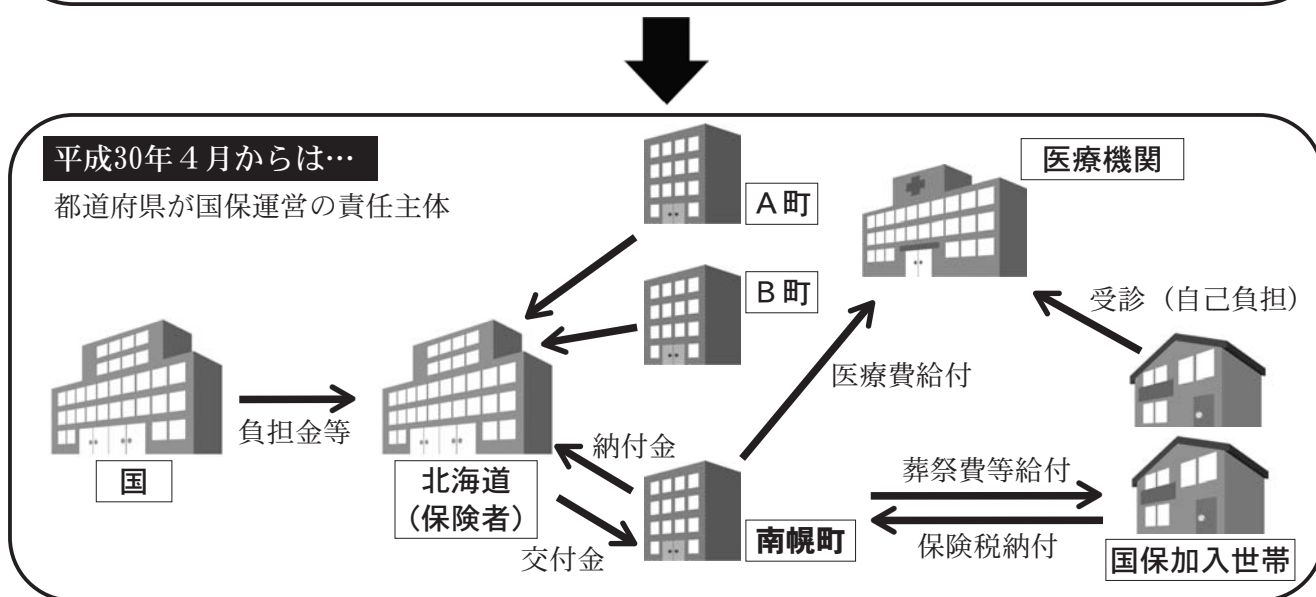
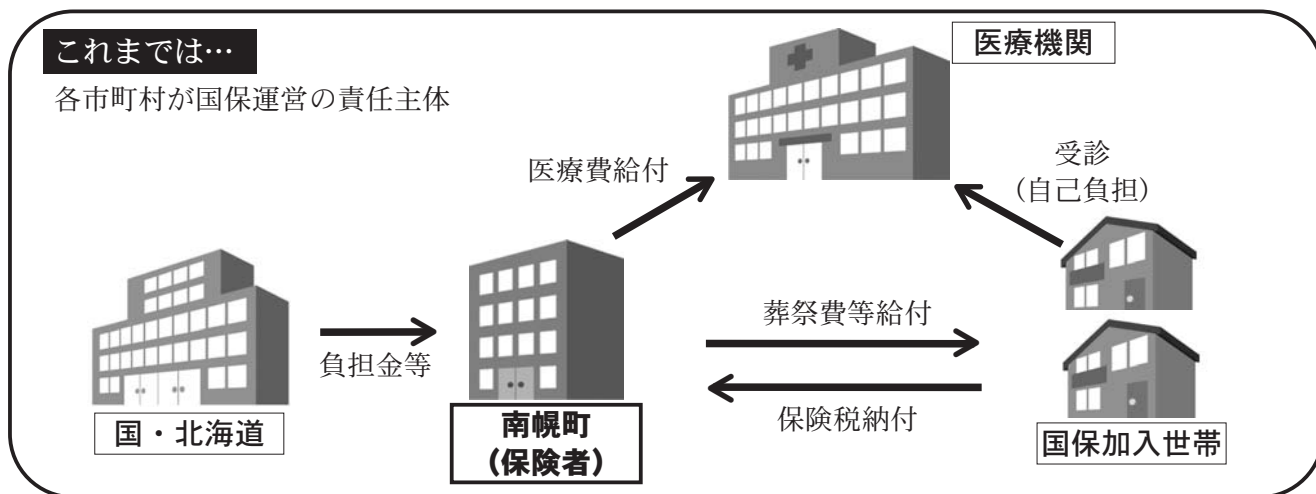
■制度改正による財政安定化

平成27年に「持続可能な医療制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律」が成立し、都道府県が国保財政運営の主体となることで、国民皆保険制度の維持や制度の安定化を図ることとなりました。

- 市町村により差がある保険税（料）の平準化
- 市町村ごとの医療費増加のリスクを、全道で分散させる

■北海道と南幌町の役割

	北海道	南幌町
財政運営	・市町村ごとの国保事業費納付金の決定 ・財政安定化基金の設置・運営	国保事業費納付金を北海道に納付
資格管理	事務の効率化、標準化、広域化の推進	被保険者証の発行
保険税の決定など	市町村ごとの標準保険税率の算定・公表	・標準保険税率を参考に保険税率の決定 ・保険税の賦課、徴収
保険給付	・給付の点検 ・給付費等の市町村への支払い	給付の決定、支給



上記のように制度は大きく変わりますが、被保険者の皆さんが行うこと（保険証などの使用、保険税の納め方、各種申請やお問い合わせなど）は変更ありません。

topics

## 17 ヘルプマーク・ヘルプカードの配付

あいくる保健福祉課  
福祉障がいG

町では、配慮や援助を必要としていることが外見からでは分からない方が、身に着けることで周囲の方に配慮が必要であることを知らせるヘルプマーク・ヘルプカードの配付を行っています。

■配布対象者 社会生活などにおいて、配慮や援助を必要としている方  
※障がいの有無、障害者手帳の有無は問いません。

■配布方法

●ヘルプマーク

あいくる窓口で配布します。

※原則、1人につき1個の配付となります。

●ヘルプカード

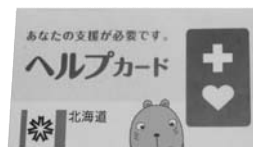
あいくる窓口に設置しています。

また、町ホームページからダウンロードすることも可能です。

■お問い合わせ 保健福祉課福祉障がいG



ヘルプマーク



ヘルプカード

topics

## 18 ファイターズ戦にご招待！～南幌町民応援デー～

産業振興課  
商工観光G

北海道日本ハムファイターズでは、6月2日(土)午後6時から札幌ドームで開催される中日ドラゴンズ戦のC指定席に、南幌町にお住まいの方50組100名をご招待します。

■申込方法

球団WEBにアクセスし、申込フォームに必要事項をご入力ください。

【パソコンの場合】<http://www.fighters.co.jp/kansen/>

【スマホ・携帯の場合】右記QRコード

※塁側・座席位置は選択できません。



■申込期間

4月1日(日)から20日(金)

※応募多数の場合は抽選となります。当落通知は、試合日の1週間前までにメールにて通知されます。

([fighters.co.jp](http://fighters.co.jp)) および ([fmail.fighters.co.jp](mailto:fmail.fighters.co.jp)) の各ドメインからのメールを受信できるよう事前に設定をお願いします。

■その他

当選者の方で別の席種をご希望される場合は、試合日当日に札幌ドーム場内前売券売場で座席変更を受付します(有料・席数に限りあり)。また、応募者の個人情報(株)北海道日本ハムファイターズが適切に管理し、本件を含むチケット関連のDM・アンケート等による案内以外には利用されません。

■注意事項

球場内でファウルボールや折れたバット等により負傷された場合、応急処置はいたしますが、主催者・球場管理者に帰責事由がある場合を除き、その後の責任は負いかねますので、ご了承ください。

■お問い合わせ

北海道日本ハムファイターズお客様センター (☎857～3939)

広告

市民斎場総合ホール

**北野華苑**

野幌 江別  
江別市 野幌末広町31-2 江別市 一番町4-2

「セレモニーきたの会」会員募集中!!

3,000円のみで、永久会員に! 積立てではありません。  
多数の特典が受けられます。

有限会社 **北野葬儀社** | 長谷川 090-3117-6260  
山本 090-2692-2790

江別市2条5丁目6-1 TEL 011-382-2332

広告

**お宅の屋根は大丈夫?**  
**プロの技で邸宅長持ち!**

すがもり・雨もれ・軒先のつらら・隣家への落雪、  
屋根の葺き替え等

お気軽にご相談を!

外壁サイディング工事・リフォーム全般なども承ります

屋根工事  
のことなら 信頼と実績の店  
株式会社 **堀江板金工業**

江別市上江別東町10-10 ☎382～3534

■保険料均等割軽減のうち、2割・5割軽減に係る所得判定基準が、次のとおり見直しされました。

年 度	5割軽減	2割軽減
平成29年度まで	33万円 + (27万円 × 世帯の被保険者数)	33万円 + (49万円 × 世帯の被保険者数)
平成30年度から	33万円 + ( <b>27万5千円</b> × 世帯の被保険者数)	33万円 + ( <b>50万円</b> × 世帯の被保険者数)

■保険料所得割軽減の割合が、次のとおり見直しされました。

年 度	所得が次の金額以下の方	軽減割合
平成29年度まで	所得から33万円を引いた額が58万円以下の方	2割軽減
平成30年度から	所得から33万円を引いた額が58万円以下の方	<b>軽減なし</b>

■被扶養者だった方の軽減割合が見直しされました。

この制度に加入したとき、被用者保険の被扶養者だった方の軽減割合が、次のとおり見直しされました。(被用者保険とは、全国健康保険協会管掌健康保険や組合管掌健康保険、共済組合など、いわゆるサラリーマンの方の健康保険のことです。市町村の国民健康保険や国民健康保険組合は含まれません。)

年 度	区 分	所得割	均等割
平成29年度まで	被用者保険の被扶養者だった方	かかりません	7割軽減
平成30年度から	被用者保険の被扶養者だった方	かかりません	<b>5割軽減</b>

所得の状況により、均等割の軽減割合が9割、または8.5割に該当することがあります。

■1年間の保険料の賦課限度額が見直しされました。

平成29年度 57万円	➡	平成30年度 62万円
----------------	---	----------------

■保険料の計算方法

保険料額は、被保険者全員が等しく負担する「均等割額」と、前年の所得に応じて負担する「所得割額」の合計で計算します。

<b>均等割</b> 【1人当たりの額】 50,205円	+	<b>所得割</b> 【被保険者本人の所得に応じた額】 (平成29年中の所得 - 33万円) × 10.59%	=	<b>1年間の保険料</b> 【限度額62万円】 (100円切り捨て)
------------------------------------	---	---	---	---

※年度の途中で加入したときは、加入した月からの月割で計算します。

■食事療養標準負担額の金額が見直しされました。

療養病床以外に入院したときの食事療養標準負担額(食事代)に係る部分が、平成30年4月から見直されました。 ※見直し部分のみ抜粋

年 度	平成29年度	➡	平成30年度
現役並み所得・一般	1食につき360円		1食につき <b>460円</b>

■生活療養標準負担額の金額が見直しされました。

療養病床に入院したときの生活療養標準負担額のうち居住費に係る部分が、平成30年4月から見直されました。 ※見直し部分のみ抜粋

区 分	平成29年度	➡	平成30年度
医療の必要性の高い方(指定難病患者を除く)	1日につき200円		1日につき <b>370円</b>

- お問い合わせ ●北海道後期高齢者医療広域連合 (☎290~5601)  
●役場住民課国保医療G (☎378~2121)



町では、65歳以上の高齢者を対象に肺炎等の重症化を防ぐための肺炎球菌感染症の予防接種を実施します。肺炎球菌に感染すると、気管支炎や肺炎、敗血症などの重い合併症を引き起こすことがありますので、この機会に接種をされますようお知らせします。

### ■対象者

南幌町に住民登録されており、次の(1)、(2)のいずれかに該当し、かつ、過去に任意で肺炎球菌ワクチンを接種したことがない方。

- (1) 平成30年4月2日～平成31年4月1日までに65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳、100歳の誕生日を迎える方（接種の助成対象としては今年度のみ、生涯1回限りです。この機会を逃すと、定期接種として助成を受けることができません。）
- (2) 60歳以上65歳未満であって、一定の心臓、腎臓若しくは呼吸器の機能障害を有し、身体障害者手帳1級を所持している方（※定期接種は生涯1回のため、今回接種した方は、今後、定期接種の対象とはなりません。）

※対象者には4月上旬にお知らせを郵送します。

### ■接種期間

平成30年4月2日(月)～平成31年3月31日(土)まで

■接種医療機関 ※事前に予約が必要となりますので、直接医療機関にお問い合わせください。

- 町立南幌病院 (☎378～2111)
- みどり野医院 (☎378～2648)

### ■接種費用（自己負担額）

3,500円（町内での通常接種は7,000円。半額を町が負担。）

※国民健康保険の方で町内の医療機関で接種される場合は更に国保からの助成があります。

### ■その他

町外の医療機関で接種を希望される方は、事前に依頼申請が必要となりますので、保健福祉総合センター「あいくる」にて手続きをお願いします。(印鑑が必要です。)

■お問い合わせ 保健福祉課健康子育てG (☎378～5888)

## 副町長に大崎貞二氏が就任



### 主な経歴

昭和53年 南幌町奉職  
平成24年 生涯学習課長  
平成27年 総務課長

このたび、第1回議会定例会におきまして議会のご同意を賜り、4月1日付けで副町長に就任いたしました。

大変光栄に存じておりますが、同時にその職責の重さを痛感し、身の引き締まる思いでございます。

本町においても、加速的に進行する人口減少・超高齢化への対応など、非常に厳しい局面を迎えておりますが、「次世代につながる夢のある故郷づくり」の実現に向けて、課題を乗り越え、チャレンジすることが必要です。

もとより浅学菲才の身で、小林前副町長の資質・能力には到底及びませんが、三好町長を支え、誠心誠意、使命を果たして参る所存です。

町民の皆様には、今後一層のお引き立てとご指導ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。就任のご挨拶とさせていただきます。

## 副町長 小林勇一氏 退任にあたって



平成22年4月～平成30年3月  
(任期2期)

このたび、3月31日の任期満了により、副町長を退任いたしました。

平成22年4月より2期8年間の長きにわたり、町民の皆様をはじめ、関係機関の皆様には公私にわたり格別のご厚情とご支援を賜りましたことを厚くお礼申し上げます。

この間、社会情勢のめまぐるしい変化もあり、本町を取り巻く環境も大変厳しいものがありました。三好町長が掲げる「次世代につながる夢のある故郷づくり」の実現に向け邁進してまいりました。

今後は一町民として南幌町の発展に微力を尽くしたいと存じますので、何卒変わらぬご厚誼を賜りますようお願い申し上げます。

終わりに町民皆様の益々のご健勝とご多幸をご祈念申し上げます。退任のご挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。